

生駒市条例第 2 2 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「4 3 3 円」を「3 3 3 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 2 6 7 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 3 3 3 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「3 6 7 円」を「3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条

例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。